

A P W Gに対する海外偽サイト等の情報提供の開始について

1 概要

- 海外サーバに開設された偽サイト等による詐欺等の被害を抑止するため、警察庁では、平成25年12月より、ウイルス対策ソフトウェア事業者（平成28年6月現在11社）及びフィルタリング事業者（同3社）に偽サイト等に関する情報を提供し、利用者がこれらのサイトを閲覧しようとしたときに、コンピュータ画面に警告を表示させるという取組を実施してきた。
- この度、ウェブブラウザ事業者等が加盟する、国際的な団体であるA P W G（フィッシング対策ワーキンググループ）にも情報提供を行い、ウェブブラウザによる警告表示を可能とするもの。

2 効果

警察が把握した海外偽サイト等について、ウイルス対策ソフト等を導入していない利用者に対しても警告が可能となり、海外の偽サイトによる被害のより一層の抑止が可能となる。

3 A P W G（Anti-Phishing Working Group）の概要

(1) 設立

国際的なフィッシング対策の非営利団体として、平成15年に設立

(2) 活動

フィッシングサイト、偽サイト等についての情報共有、技術的問題に対する検討、研究者の育成、法執行機関への助言等を実施

(3) 会員

ウェブブラウザ事業者、金融機関、小売業者、プロバイダ、法執行機関、政府機関、大学等全世界で2,000以上の企業団体が参加

4 運用開始

平成28年7月15日

5 ウィルス対策ソフトウェア事業者等に対する情報提供件数

平成28年6月末現在 累計1万4,993件（平成28年中：2,144件）